

## 令和5年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

令和5年2月24日瑞穂町教育委員会第2回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君  
・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君  
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第2号 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町非常勤

日程第4	議案第3号	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例) 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)
日程第5	議案第4号	令和4年度一般会計補正予算(第12号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第6	議案第5号	令和5年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第7	報告事項1	瑞穂町就学援助費支給要綱の一部改正について
日程第8	報告事項2	瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年瑞穂町教育委員会第2回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において2番、関谷委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

関谷委員 質問ではないんですが、6日に行われた多摩の子・多摩子ども詩集発行協議会ですが、こういった子どもたちに物を書かせるということが、多摩に長く続いているこういうことが、引き続き行われてることに、とてもいいなと思いました。このことについて、教育長から何かお話することはないですか。

鳥海教育長 何とか続けるためにいろいろ組織を変えてやったり、西多摩広域行政圏協議会、そちらの業務として位置付けて、委託費という形で補助金的なものを出していると。子どもの数も減ってきてる中で、その収入であ

る本の売り上げの数なんかも減ってきて、このままではもうやっていけないというようなことが、数年前にも起きております。見合うことだったら続けていきたい。歴史的に皆さん経験してるようなものであって、そのために、じゃあどうしようかということで西多摩広域行政圏事業に位置付けて存続してます。

また、教員の負担軽減も含めてですね、多摩の子っていうのを年3回、小さい小冊子的なものを出してて、多分、子ども詩集というのは年1回、年度の最後の方に出してたわけなんですけども、これを年1回他の子ども詩集にすべて統合し、掲載作品数については増えています。このような形で、今、続けることができるようになっています。

鳥海教育長

ほかにご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長

日程第3、議案第2号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第2号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の改正のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

本議案の概要を説明いたします。学校医、学校歯科医、学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医の報酬について、西多摩医師会との協議により、令和4年度人事院勧告を反映した報酬額とするため、改正を行うものです。

議案書を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。学校医の報酬額764,040円を765,840円に、学校歯科医、学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医の報酬額506,520円を507,720円に改めます。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。

鳥海教育長  
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。  
ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。  
これより議案第2号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第2号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、議案第3号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第3号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の一部改正のうち、教育に関する事務について意見を求められたので、本案を提出するものです。

議案書を1枚おめくりください。今回の条例改正は、予防接種法が改正されたため、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴う瑞穂町民会館の住民の利用を一部制限する場合における代替措置として、瑞穂ビューパークの使用料の減免を規定している本条例中の予防接種法該当部分を改正するものです。また、あわせて一部文言整理を行います。

1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。改正の内容は、条例附則第2条第1項中、予防接種

法の該当箇所について、附則第7条第1項を第6条第3項に改めます。

裏面をご覧ください。文言整理として、別表備考2中の文言を改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

鳥海教育長  
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第5、議案第4号、令和4年度一般会計補正予算(第12号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第4号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和4年度一般会計補正予算第12号の原案中教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細について説明いたします。1ページおめくりください。年度末の補正予算は、契約実績や事業などの実績に伴う減額・増額補正と契約差金による減額補正が大半を占めますが、令和4年度についても、一部の

事業についてですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う中止による減額補正もあります。歳入、歳出とも主な項目についてのみ説明させていただきます。

まず、歳入です。科目名称と増減理由について説明いたします。ナンバー1「ビューパーク使用料」は、利用実績に基づき増額します。ナンバー8からナンバー10は関連しています。ナンバー8については、令和4年度当初では、補助金を交付されるか分からなかったため、千円の科目存置をしました。その後、ナンバー9と10の補助金に名称が変更になり、事業が採択されたため、その分を追加するものです。ナンバー14「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金」は、耕心館庭園の庭木戸修繕に多摩産材を活用したことにより、この補助金を充当するものです。ナンバー15「スポーツ環境整備費補助金」は、町総合体育大会、駅伝競走大会等4つの事業が補助事業対象に追加されたため増額します。ナンバー20「町民ハイキング参加者負担金」は、借上げバスの予定が現地集合となったことにより減額するものです。

次のページから歳出になります。3ページ、ナンバー18、19の小中学校就学援助費、ナンバー20小学校特別支援教育就学奨励費は、認定者数が増えたことに伴い増額します。ナンバー19の中学校分については、スキー教室を1、2年生で実施したことも増額の要因となっています。ナンバー25から28の小学校燃料費は、寒波の影響により使用量が増えたことによる増額です。ナンバー30から34、ナンバー51、52「小中学校の光熱水費」ですが、令和4年の第11回教育委員会においても、増額補正いたしましたが、電気料金高騰に伴い増額するものです。ナンバー43、「一小消火栓配管切替工事」は、施工方法の見直しにより起工額（工事を発注するにあたり積算した金額）の減額と契約差金により減額します。ナンバー74「郷土資料館指定管理委託料」は、電気料金高騰に伴う増額と開館時間が短縮されたことに伴う減額を調整した結果の増額です。ナンバー75「文化財保存事業費補助金」は、町指定天然記念物「神明神社内のけやき」の枝下ろし作業実施に係る補助のための増額です。ナンバー95「舞台操作業務委託料」は、実施事業増加に伴う増額です。ナンバー96「足踏み式スタンド消毒液ポンプスタンド」は、スカイホールに足踏み式消毒液ポンプスタンド4台を購入します。ナンバー97、「耕心館指定管理委託料」は、電気料金高騰に伴う増額です。

鳥海教育長  
鳥海教育長

以上簡単ですが説明とさせていただきます。

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第4号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第6、議案第5号、令和5年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第5号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和5年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

議案書を1枚おめくりください。はじめに、令和5年度瑞穂町一般会計予算の概要です。上の表に記載のとおり、令和5年度瑞穂町一般会計予算は、総額146億3,800万円で、令和4年度に比べ、3億800万円、2.1%の増となりました。このうち、教育費は、16億8,899万8千円で、令和4年度に比べ4,627万4千円、2.8%の増となりました。増の主な要因としては、建築から40年以上が経過し、大規模改修が必要な第五小学校の屋上について、太陽光発電設備設置及び屋上防水工事の施工を始めとして、

小学校施設において多くの改修工事や修繕を予定していることによるものです。下の表をご覧ください。教育費を工事関連事業費とその他の事業費に分け、令和5年度と令和4年度を比較しました。工事関連事業費は、令和5年度は629万1千円、率にして6.2%の減となりました。減の主な要因としては、学校施設の修繕等を予定していますが、町営第2庭球場だれでもトイレ等設置工事を始めとする体育施設整備工事が終了したことによるものです

次に、その他の事業費は約15億9,416万6千円、3.4%の増となりました。

おめくりいただき2ページをご覧ください。教育費の区分ごとの内訳です。令和5年度と令和4年度の予算額を比較したものです。

3ページをご覧ください。このページから教育部の組織ごとの重点事業の一覧です。学校教育課は、新規・重点事業が1、新規事業が1、重点事業が11、合計13事業です。新規・重点事業として、先ほどの説明でも触れましたが、ナンバー5、学校施設整備事業です。令和2年度に策定した「学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な大規模な改修と、設備等の修繕を合わせて実施していきます。

重点事業として、ナンバー1、ナンバー7は関連した事業で、令和2年度にGIGAスクール構想に基づき児童・生徒一人に1台のパソコンを配備しました。令和5年度も引き続きICT教育を推進していきます。

おめくりいただき、4ページ、5ページは教育指導課所管分です。新規を含めた重点事業が5事業、重点事業9事業、合計14事業です。新規を含む重点事業としては、ナンバー2、特別支援教育の充実で、太字の「自閉症・情緒障害学級の開設準備を進めます。」です。町では、全小・中学校に特別支援教室を設置し、在籍校における支援体制を整備し、発達障害のある児童・生徒への指導の充実を図ってきました。今後は、特別支援教室等における指導では障害の状態の改善が困難と思われる児童を対象として、令和6年度に町内小学校1校に自閉症・情緒障害学級（固定）を設置します。これにより、通常の学級、特別支援教室、固定学級の役割分担を明確にした重層的な支援体制を確立し、発達障害の程度に応じた教育の内容・方法の充実と適切な就学のより一層の充実を図ります。

ナンバー5、学力向上事業では、東京英語村の活用です。体験型英語学習施設「東京グローバルゲートウ



エイ」を活用し、外国の文化などに触れる機会を増やし、海外との意思疎通に英語を身近に使うことができるよう実践的な学習に取り組みます。

おめくりください。6ページは社会教育課所管分です。新規・重点事業2事業、新規4事業、重点事業13事業、合計19事業です。新規・重点事業として、ナンバー12、スポーツフェスティバルの開催で、町民体育際に代え、誰でも気軽に楽しめるスポーツフェスティバルを開催するもので、過去3年間は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業は中止となっていました。

新規事業は施設整備に係るもので、ナンバー10「スカイホールエレベーター改修工事」は、現在使用しているエレベーターは、現在の建築基準法に適合していないことから、法律要件を満たすエレベーターに改修するものです。

ナンバー18「中央体育館空調設備設計委託」は、利用者のスポーツ環境の向上、夏季（夏）のスポーツ活動等における熱中症対策の観点から空調設備を設置するもので、令和5年度中の設計、設置を予定しています。

7ページをご覧ください。図書館所管分です。新規事業はなく、重点事業のみの合計14事業です。図書館事業全般に係りますが、令和4年3月にリニューアルオープンした図書館と拡充したサービスを最大限に活用し、事業の充実を図り、誰もが自分の居場所と感じられる図書館を目指します。固定の利用者はもちろん、ボランティア団体「図書館ファンクラブ」等との共催によるイベント開催や、企画展示棚等を有効活用した独自の配架等により、幅広く新たな利用者呼び込むことで図書館への関心を高め、利用者の増加を図ります。来館が困難な方に対しては、宅配サービスによる資料提供を行います。また、小学生から大人まで幅広い学習機会の提供として、調べる学習コンクールを開催します。

文化財関係では、町民参加による郷土研修会や郷土歴史講演会、地域めぐりなどの事業を実施し、町民の郷土に対する意識の向上を図ります。また、登録文化財制度を推進することにより、町内に残る貴重な文化財の保護に努めます。

以上が令和5年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分の説明ですが、本日お配りした令

和5年度瑞穂町一般会計予算書については、後ほどお目通しいただきたいと思います。

説明は以上です。

鳥海教育長  
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第5号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第5号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第7、報告事項1、瑞穂町就学援費支給要綱の一部改正について、日程第8、報告事項2、瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、は関連がありますので、一括議題とさせていただきますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長  
教育部長

異議なしと認めます。それでは、教育部長より説明を求めます。

報告事項1及び報告事項2については、令和5年度から、小学校第5学年において、東京グローバルゲートウェイグリーンズプリングスを校外学習として使用するので、就学援助費及び就学奨励費の対象とするこ

となどのため要綱を改正したものです。

詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長

まず、報告事項1の就学援助費ですが、2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第1条において、下から3行目の中ほど、「町が」の後に、公平性の観点から支援の範囲の上限を定めるため「予算の範囲内で」を追加しました。

つづきまして、別表です。校外活動費において、以前は「宿泊を伴うもの」と規定していましたが、東京グローバルゲートウェイグリーンズプリングスは日帰りを予定していますので、従前のままですと対象外となってしまうためその部分を削除しています。

また、1枚おめくりいただき、様式第1号の「就学援助費支給申請書兼ひとり親家庭等学校給食費補助金交付申請書」の右下「個人情報の保護について」の1行目をご覧ください。個人情報保護法の改正に伴い、「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改正しました。

もう1枚おめくりいただき、様式第2号の「就学援助費・就学奨励費（新入学用品費）入学前支給申請書」の右下「個人情報の保護について」の1行目をご覧ください。個人情報保護法の改正に伴い、「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改正しました。

つづいて、報告事項2の特別支援教育就学奨励費です。2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。こちらも、就学援助費と同様に第1条で「予算の範囲内で」を追加しました。

別表ですが、改正前は「特別支援学級が実施する遠足」という文言がありました。令和5年度から実施する東京グローバルゲートウェイグリーンズプリングスは、特別支援学級が実施するのではなく、学校で実施する形となりますのでその文言を削除しました。

また、様式第2号及び第3号につきましては、先ほどの援助費の様式と同様に個人情報保護法の改正に伴い、文言を改正しました。

最後に、両要綱ともに、令和5年4月1日から施行いたします。以上で説明を終わります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

鳥海教育長

それではご質問ないようですので、委員には左様ご了承願います。  
以上をもちまして、本定例会に付議された、すべて終了いたしました。  
これにて令和5年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時32分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員